

## 社会福祉法人 東輝会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東輝会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、業務に応じた報酬、退職手当を支給する。ただし、賞与は支給しない。
  - (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
  - (3) 評議員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与、通勤手当については、支給しない。
- (3) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額
- (4) 常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 退職手当については、支給しない。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費を支給する。

### (評議員の報酬等の算定方法)

第5条 評議員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 評議員が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第 6 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月 10 日とし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第 4 条第 1 項に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 1 か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。ただし、その他業務のために出勤した場合は、当該月分を翌月の 10 日に支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第 8 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 9 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 10 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. 平成29年4月1日施行の規程を全面改正し平成30年2月1日より施行する。
2. 別表3に理事長(非常勤)の報酬を追加。令和2年6月21日より施行する。
3. 別表2「常勤役員の退職金算定式」を改正。令和5年4月1日より施行する。

別表1

常勤役員等の報酬

役職名	報酬月額
理事長	300,000円

別表2

常勤役員の退職金算定式

最終報酬月額×在任年数×係数(3以内)

係数は、報酬では計れない法人に対する貢献度など特別な事情を配慮した割合とする。

別表3

非常勤役員等の報酬

非常勤役員等	業務	報酬額
理事長	理事会又は他の業務のため出勤	1日あたり5,000円
理事	理事会又は他の業務のため出勤	1日あたり5,000円
監事	理事会又は監事監査等のため出勤	1日あたり5,000円
評議員	評議員会又は他の業務のため出勤	1日あたり5,000円